

2021

8月

～職場内で掲示・回覧願います～

# 協会けんぽ 福島 通信



## はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方



はり・きゅうの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険給付の対象となります。

なお、健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

### はり・きゅうの場合

下記の①・②の両方の要件を満たす場合にのみ、健康保険の給付の対象となります。

#### ①対象となる傷病であること



- ・神経痛
- ・リウマチ
- ・五十肩
- ・頸腕症候群
- ・腰痛症
- ・頸椎捻挫後遺症

上記6つの傷病が対象です。

#### ②医師がはり・きゅうの施術に同意していること



医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等、医師による適当な治療手段がないため、はり・きゅうの施術を受けることについて医師が同意していること。

※初回申請時には、医師の同意書を添付してください。(同意書は6ヵ月に1度添付が必要となります。)

### あんま・マッサージの場合

#### 医師があんま・マッサージの施術について同意していること

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あんま・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限りです。したがって、**疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険給付の対象となりません。**

※初回申請時には、医師の同意書を添付してください。(同意書は6ヵ月に1度添付が必要となります。)

#### ◆はり・きゅう及びあんま・マッサージの施術を受けられる方へ

- ・施術所で施術を受けたときは、**必ず領収証を受け取り大切に保管しましょう。**
- ・施術を受けた日付や施術内容・金額を確認しましょう。
- ・はり・きゅう及びあんま・マッサージの施術を受け療養費を申請する場合は、文書による医師の同意が必要です。**初めて施術を受ける方や、同意期間を超えて施術を受ける方は、必ず医療機関を受診し同意書の交付を受けてください。**





# 定期健診を受けたあとは 健診結果をご提供ください！

協会けんぽでは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施した事業所さまへ健診結果の提供をお願いしています。



## メリット

### ①健康相談（保健指導）が無料で受けられます！

健診結果の内容に応じて、当協会の保健師などによる健康サポートを無料で受けることができます。

### ②健康保険料率上昇の抑制につながります！

生活習慣病の予防が医療費を抑え、将来的に事業所さまの健康保険料の負担を抑えることにもつながります。

## 対象者

- 40歳以上75歳未満の被保険者（従業員）

生活習慣病予防健診を受診している

YES

NO

データ提供不要

データ提供代行機関で定期健康診断を受診している

代行機関はこちらからご確認ください。



YES

NO

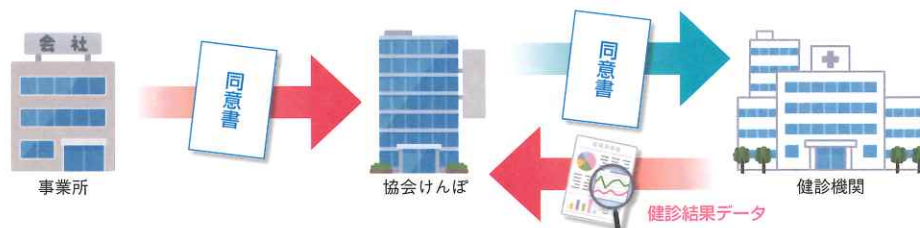
方法①で  
ご提供ください。

方法②で  
ご提供ください。

## 提供方法

### 方法① 協会けんぽに「健診結果の提供に関する同意書」を提出する

受診した健診機関で健診結果データを作成し、協会けんぽに提出します。



同意書のダウンロードは

協会けんぽ 福島支部 データ提供

検索

### 方法② 協会けんぽに「健診結果」と「質問票兼同意書」を提出する

受診した健診機関で健診結果データの作成ができない場合、健診結果票の写しと「質問票兼同意書」を協会けんぽへ提出します。

※この場合、健診結果票に必須項目以外の項目が含まれるため、「質問票兼同意書」にてご本人の同意が必要です。



詳細は下記保健グループまでお問合せください。

お問い合わせ：保健グループ ☎024-523-3919

納入告知書の請求額や、保険料徴収については、最寄の年金事務所へお問い合わせください。